

女性に対する暴力に関する専門調査会  
配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ  
(第7回)  
議事要旨

(開催要領)

- 1 日 時 令和3年11月12日(金) 10:00～12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室  
(Web会議システムを利用)
- 3 出席者  
座 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授  
構成員 戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授  
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所  
同 柑本 美和 東海大学法学部教授  
同 小島 妙子 弁護士・小島妙子法律事務所  
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授  
同 手嶋 昭子 京都女子大学法学部教授  
同 橋爪 隆 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
同 深見 敏正 元東京高等裁判所判事

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
関係者ヒアリング  
論点と対応案について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料1 「私たちはどんなDV対策がほしいのか」  
(全国女性シェルターネット共同代表 山崎菊乃氏資料)
- 資料2 配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案について (たたき台)
- 参考資料1 「DV対策の今後の在り方」(本文)
- 参考資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(議事概要)

○小西座長 皆様、おはようございます。本当に毎週御苦労さまでございます。

ただいまから、第7回「女性に対する暴力に関する専門調査会 配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日の議事ですが、全国女性シェルターネット共同代表山崎菊乃様から御発表いただいた上で、前回に引き続き、配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案について皆様から御意見を伺いたと思います。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○村上男女間暴力対策課企画調整官 事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

次第に記載がございますが、資料1といたしまして、全国女性シェルターネットの山崎共同代表からいただきました「私たちはどんなDV対策がほしいのか」。

資料2としまして、「配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案について(たたき台)」。

また、参考資料としまして、1が専門調査会の報告「DV対策の今後の在り方」、2といたしまして配偶者暴力防止法の条文について配付しております。

不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西座長 それでは、議事に入ります。

まず、全国女性シェルターネット共同代表の山崎さんから、論点に関係する意見について御発表いただきます。

それでは、お願いいたします。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 全国女性シェルターネットの共同代表をしております山崎と申します。今日はどうぞよろしく申し上げます。

今日は、私たち25年現場支援をしている立場から、どんなDV対策が欲しいのかということを皆様にご存知いただきたくてお話をさせていただきます。

今日は、DV防止法や相談、新しい生活(中長期支援・回復支援)、加害者処罰、人材育成、そして、民間団体の位置づけということでお話をさせていただきます。

まず、今、争点になっております保護命令です。これはやはり保護命令制度の対象及び範囲の拡大をお願いしたいと思います。

精神的、性的暴力というのは、実は深刻な健康被害を被害者に与えます。うちのシェルターには7人、8人、9人の同伴児童を連れてくる、おとしは10人の子供たちを連れてきたお母さんがいらっしゃいます。そのように、絶えず妊娠出産を繰り返してということで体もぼろぼろということもあり、ぜひ精神的、性的暴力を入れてもらいたい。

そして、子供も被害者としての対象にしていただきたい。今の保護命令の制度では、子供に近づくことによってお母さんが危険にさらされるというところでは保護命令は発令されませんが、子供自身の被害というのも対象にしていただきたいと思っています。

それと、交際相手の関係なのですけれども、今は生活の本拠を共にするという条件がつけられています。だけれども、実際には様々なカップルがいて、様々な暴力が起こっておりますので、そこも範囲を広げていただきたい。

そして、保護命令の発令の日数です。平均13日かかっているのですけれども、申立てから審尋までに時間がかかったりして、そうしている間に危険性が高まるということもあります。加害者の審尋のない形の緊急保護命令という制度をぜひ設けてもらいたい。

あと、保護命令発令中で面会交流の決定が出るなんてケースもありまして、これはぜひ法律の中で禁止していただきたいと思っています。

それと、半年の期間は短過ぎます。加害者によっては、半年過ぎるのを待ってまた加害行為を行うという加害者もおりますので、これも延長していただきたいと思います。

次をお願いします。

相談です。相談窓口は自治体や警察など様々なところがあるのですけれども、被害当事者が自分で回って何度も同じ説明を強られるのです。配偶者暴力相談センターに行った後、では、警察に行ってくださいと言って、また警察でということで、やはりこの相談というのをワンストップ化していただきたい。

また、行政手続も、役所の中をスタンプラリーのように回らなければいけないということで、例えば住民票の閲覧制限をするのに当たって戸籍住民課に行き、児童手当のところにも行き、健康保険にも行き、生活保護にも行き、その都度同じような説明をしなければいけないということで、これも当事者を中心に、いろいろな行政の課の人が集まって1か所でできるという制度も設けていただきたいと思います。

次をお願いします。

一時保護です。まず、これは大原則なのですが、保護を求めてきた被害者を速やかに一時保護してほしい。妊娠中だとか現金があるとか、夫が捕まっているからいいでしょうとか、あと、精神的な暴力なのか、高齢者、うちはバリアフリーではないからということで、実際に一時保護してもらえないケースが多発しています。これは、被害者がどんな状況であろうと取りあえず一時保護は速やかにしてほしい。

もう一つ、婦人保護事業とDVシェルターが併設されている施設というのも考え直していただきたいと強く思っているところです。

次をお願いします。

緊急一時保護の判断なのですが、どのくらい危険なのかというような判断は現場の人間が一番よく分かるのです。そういったことで、児童虐待とは違って、保護を求めてくるのは当事者本人なわけです。本人が危険だと思うから、全てを捨てて保護してほしいと来るわけです。これが今、案の中に裁判所の判断という案も出ているようなのですが、それにすごく危惧を感じています。裁判所の判断になってしまうと、緊急に対応できなかつたりしますし、時間がかかってしまうということもありますので、現場の支援者が必要性を認めたら、どこかの措置を待つということではなくて速やかに保護するという制度が当事者にとってはいい制度だと思っています。

次をお願いします。

中長期の支援と回復支援です。避難から生活再建、自立までの包括的な支援ということで、当事者が抱えている問題というのは本当に様々なのです。虐待を受けて家出をしてしまって、パートナーから暴力被害を受ける。そのときに妊娠していた。中絶・出産などの状況の中で、実際にそういうふうに来た若年女性が札幌にいるのです。彼女の場合、妊娠していて、出産したいということなのだけれども、妊娠しているから婦人保護施設は駄目と言われ、そして、母子生活支援施設も身二つにならないと、赤ちゃんが生ま

れないと駄目だよと言われてしまい、結局どこにつないだかという、ホームレスの施設につないだので、ホームレスの施設につないで、そこから生活保護を受けてアパートにというようなことがありますので、妊娠していようが、若年であろうが、高齢であろうが、様々な問題を抱えている女性を支援できる一貫した中長期の支援をお願いしたいと思います。

次をお願いします。

これはアメリカでできて、今はいろいろな国にあるのですけれども、ファミリージャスティスセンターというものがあります。皆さん御存じとは思いますが、危機介入からアドボカシー、司法支援、シェルターに至るまでワンストップで、その人が行ったらみんなで寄ってたかって専門家がその人の自立までを支援するというセンターがあります。日本でもぜひそのようなシステムをつくっていただきたいと思っています。

次をお願いします。

それと、加害者処罰です。このDV防止法ができて20年、ずっと被害者が逃げ隠れているわけです。これはどういうことかという、加害者をどうにかしなければいけない。被害者が逃げ隠れて、仕事を諦めなくてはならない、子供たちもお友達と別れて転校しなければいけないということを強いられています。一方、加害者は保護命令が出ても通常どおり自宅から通勤して何も困らないわけです。困らないと人は変わらないのです。変わらないということは、自分は加害者、プログラムを受けなければいけないという気持ちにならないわけです。したがって、加害者プログラムということであるならば、処罰や法的強制力があって、加害者が自分は悪いことをしてしまったのだという気づきを伴うプログラムをつくっていただきたいと思っています。

次をお願いします。

人材育成なのですけれども、私たち高齢化が進んでいる民間シェルターでは喫緊の課題です。これは社会福祉士だとか心理士というのはまた違って、DV・性暴力はジェンダーに基づく暴力なのです。このようなジェンダー支援を核にした支援者が必要です。そして、養成が必要になっています。それと同時に、支援員はほとんど民間シェルターの人はボランティアで働いている。なので、若い人たちがきちんと仕事として働ける専門職としての待遇改善もぜひお願いしたいと思います。

次をお願いします。

次は民間シェルターのお話をさせていただきたいと思っています。これは、内閣府が作られたDV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会の概要からなのですけれども、これはまさにそうなのです。民間シェルターはいち早くDV被害者支援活動を行ってきた先駆性があります。フレキシブルな支援ができる柔軟性があります。地域の社会資源を活用しながら、特性を生かした活動を行う地域性があります。そして、25年にわたり積み重ねてきた専門的な知見に基づく、ニーズに応じた支援を行う専門性の特徴を有するものです。これをまず分かっていただきたい。

次をお願いします。

実際に、地域では民間シェルターがワンストップセンターとしての機能をずっと果たしてきました。先ほどお話ししましたジャスティスセンターのような機能を民間シェルターが果たしてきたと自負しております。相談から一時保護、中長期の支援、そして、いろいろな問題を抱えた女性に柔軟に対応しています。アフターケアも様々なことをしています。つまり、民間シェルターがある地域では、官民共同体制がつく

られて、民間シェルターが自治体の配偶者暴力相談支援センターや性暴力ワンストップセンター事業を受託、運営しております。また、同時に自治体の審議会委員として施策提言も行っているわけです。つまり、どういうことかということ、民間シェルターがある自治体、地域では、地域の支援力自体が底上げされていると認識していただきたいと思っています。

次をお願いします。

現在、児童虐待につながる若年妊娠や若年女性の問題があるわけですが、私たち民間シェルターのこれまでの25年にわたるDV被害者のノウハウとネットワークが若年女性の支援に非常に活かされているのです。

例えば札幌のケースを御紹介しますと、札幌市でLINK事業というものを行っています。これは民間団体と札幌市が協働して、若年女性の個別ケースに対応して、ケース会議を開いたり、役割分担をしたり、頻りに官と民が共同して行っている事業です。それともう一つ、CLOUDYという事業があります。このCLOUDYというものは、北海道、札幌市、民間団体が連携して、貧困問題を抱える女性に支援物資配布を通して相談や社会資源につなげています。

次をお願いします。

こんなふうに、CLOUDYの事業では、多くの善意で集められた支援物資を袋にして入れて、それで広報して、来た人にはアンケートを書いてもらって、左の写真の相談ブースに来ていただいて、アンケートを書いてもらいながら相談につながる。相談につながるとどういことができるかということ、たくさんの民間団体が連携しているので、どこがどうい支援をするのかということ、適切な支援場所につなげることができるのです。

ということで、民間団体の力というのは本当に行政と対等に発揮できるということで、この間、CLOUDYを通して感じています。これは去年の12月から始めていて1年になるのですが、最初は利用される方は20人ぐらいだったのですが、今は100名を超える女性が毎月来て、お話をしたり物資を持っていったりされています。

次をお願いします。

ところが、民間シェルターなのですが、北海道は別なのですが、多くの民間シェルターは、緊急一時保護をしても委託費が払われなとか、団体が維持できるための財政支援がないのです。私たちの要望は、民間シェルターを専門団体として位置づけるとともに、これまで民間団体が担ってきたDV被害者支援における実績を評価し、尊重し、当事者主義、当事者の安全・安心、自由に基づく支援手法による全ての事業に対して、応分の財政支援を行うということを法律で保障していただきたい。そうでないと、民間団体は明日潰れるところが続出だと思いますので、ぜひそれは早急に手を打っていただきたいと強く思うわけです。私たちも平均年齢70の職場というのはいかかなものかと思うのです。そういったことで、支援員の養成、若い人を育てるといことと、継続可能な組織にしていきたい。それを法律で担保していただきたいということを強く望むところです。

次をお願いします。

これは札幌のテレビ塔で、毎年11月のDV防止月間にこのように紫色にライトアップします。

皆様、官民協働で暴力のない世界を目指していきたいと思っています。私たちも頑張りたいと思いますので、御協力、法改正のほうもどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

今、私が見えている順番で、戒能構成員、後藤構成員、手嶋構成員、柑本構成員、小島構成員の順番でいきたいと思います。

では、よろしくお願ひします。

○戒能構成員 御報告いただきまして本当にありがとうございました。

財政状況が大変苦しい中で、皆さんは国が言っている切れ目のない継続的な支援を目指して、事実上ワンストップセンターの機能を果たしている。もう一つ大事なことは、支援にたどり着かない女性たちが現在では大変多いわけです。そういう方々も支援が受けられるように頑張っている。そのことによって地域の支援力の底上げをしているということなのですが、おっしゃったように、運営基盤が安定しない。それから、人の問題も大きいと思います。高齢化とおっしゃいましたけれども、何せこれではボランティア、善意に頼っているだけで食べていけないわけですね。

それから、もう一つは、全国的に見ますと地域的な偏在がどうしてもあります。その辺はシェルターネットワークとしてどういうふうにお考えになっていらっしゃるか。私はむしろ、これは国とか自治体が考えるべきで、育成も、そういう働きかけもしていないわけです。その点について少しお話ししていただきたいことと、先ほど一時保護の委託費を支払わないところがあるということなのですが、もう少し詳しくお話ししていただきたいというのが2点目。

最後に、DV法に規定すべき事柄は、国及び地方公共団体の財政支援を義務づけるべきだということであるのかということの確認でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○全国女性シェルターネットワーク山崎共同代表 ありがとうございます。

まず、地域の偏在についての問題なのですが、これこそ民間シェルターが維持できる財政支援が国や自治体からあれば、多くの地域で民間シェルターは立ち上がると思いますし、人材も育成できるのであれば、それこそ偏在の解消になるということだと思います。なので、民間シェルターに対する財政支援のアップ等の国の政策が偏在の問題を解消するのではないかと考えています。

それと、地域によっては委託費が払われないというのは実際にあるのです。直接シェルターに逃げ込んで来てしまっている場合、婦人相談所を通さずにシェルターに逃げ込んで来た人に対しては、おたくが勝手に保護しているのだから、勝手にやってくださいということで委託費が払われないという問題が今、全国シェルターネットワークでも大問題になっていて、自分の私財を使って持ち出してやっているというシェルターもたくさんあります。

そして、DV防止法に入れていただきたいのは、財政支援を義務化するというのをぜひお願ひしたいと思います。法律の中にそれを入れ込んでもらわないと、どこかを通して委託でお金をもらうとかということではなくて、きちんと民間に対して財政支援をしなければいけないという条項を入れていただきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

○戒能構成員 ありがとうございます。

そういう意味では、北海道方式がもっと全国に広がるといいですね。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、後藤構成員、どうぞ。

○後藤構成員 今日はお話をありがとうございました。民間シェルターがワンストップセンターとして機能しているということを改めて確認させていただきました。

私もサンディエゴのファミリージャスティスセンターを参観したのですが、日本の民間シェルターにないのが、警察と隣にある検察庁だと思います。そういう意味で、司法制度が違うのでなかなか難しいとしても、やはりワンストップセンターという形で位置づけるということはとても重要なことではないかと思いました。

2つ質問があります。

一つは、児童相談所との連携というのがどの程度行われているのかということです。児童相談所に警察から面前DVとして通告されたケースで、児童相談所と何か連携を取るということが仕組みの中ではちゃんと構築されているのか。構築されているとしたらどのような制度なのかというのが一点です。

2つ目なのですが、保護命令発令中の面会交流なのですが、私もこれはとても問題だと思っているのですが、実際にこういう事例があったというようなことがもしあれば教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 ありがとうございます。

まず、児童相談所との連携なのですが、制度としてはないのです。ただ、うちは札幌の女のスペース・おんでシェルターをやっているのですが、児童相談所で保護された子のお母さんがDVだからということにつながったケースはあります。それと、警察が介入すると、子供がいる場合には必ず児童相談所に通報するので、そういった意味で、児童相談所が私たちのところに安否確認に来るといえるのはあるのですが、きちんとしたシステムとしては全国的にはまだつくられていないのではないかと思います。ただ、児童虐待防止法と、DV防止法のおととの改正でもって、児童相談所はDV関係者と連携しなければいけないという気運は高まっていて、札幌市の話になるのですが、児童相談所の方が、シェルターに子供が入ってきたら児童心理士が一回面接して対応しましょうという動きが出てきて今動いているところなので、少しずつ連携は強まっていくのかなと感じています。

それと、保護命令発令中の面会交流に関しては、札幌ではないのですが、ほかで実際にあるというのは聞いていますし、やはり多いのが、どんなにDVを受けていて、子供がお父さんに会いたくないと言っても、子供の利益ということで会わせることが子供の利益なのだとすることを大前提に裁判所は会わせなさいという決定が出るのがすごく多いのです。子供が不安定になっているのにというところで、そういったことの相談が物すごく多いのです。なので、DVと子供の面会交流は別なのだという考え方を改めてもらわないと、当事者も危険にさらされますし、面会交流が始まると居場所というのは必ず分かってしまうわけです。そうすると、DV防止法で保護されて逃げ隠れていたのが元の木阿弥で、DV防止法がなし崩し的に壊されてしまうというような事態にもなりかねないので、裁判所は身体的暴力ばかりではなくて、そういう関係性である夫婦に関しては配慮というか、面会交流は原則実施ではなくて原則禁止と強くしてもらいたいと思います。

○後藤構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続きまして、手嶋構成員、お願いいたします。

○手嶋構成員 御報告ありがとうございます。

特に保護命令制度について、山崎さんの御意見をお伺いしたいことが何点かございます。

1点目なのですが、保護命令の対象に、同居の有無にかかわらず親密な関係になるカップルを含めるべきだとスライドにも書いてくださっていて、私も大賛成なのですが、ただ、同居していないと深刻性が低いというように一般に考えられている向きがあるようで、いわゆるデートDVを対象としてほしいということを申し上げても話が進まないような感覚を私は持っておりまして、大変危惧しているのですが、同居していなくても、暴力の深刻性ということについては同居の場合と変わらないと私は思っているのですけれども、現場の感覚として、どんなふうにデートDVの深刻性をお感じになっているか、それをまず一つお伺いしたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、保護命令が適切に発令されているのかどうか、現場の感覚、実感をお聞かせいただきたいということ。

3点目は、保護命令の件数も、そもそも申請の件数も減っておりますよね。なぜ保護命令を申請する人が減ってきているのか、その辺りも支援なさっている方の感じておられるところ、理由を教えていただけたらと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 デートDVについて相談が多いのは、私は自分のアパートに住んでいる。彼も彼のアパートに住んでいる。だけれども、ちょいちょい出入りしていて私の鍵も彼は持っていて、鍵を持っているから、夜中に入ってきていきなり性暴力を受けたりということがあって、一緒に暮らしていないのだけれども、暴力の深刻性というのは、彼が彼女の家に来たり、彼女が彼の家に行ったりしたときに激しい暴力などがありますので、深刻性については同居している交際相手でも全く変わらないと私は思っています。なので、そういったことで、同居ではないデートDVのカップルに対しても保護命令の枠を広げてほしいと要望したわけです。

あと、保護命令の発令なのですが、現場の感覚としては、3つ目の質問とかぶるのですが、まず申立てに行きます。そうすると、書記官の段階で、これだともしかしたら発令にならないかもしれないよと。そして、もしも申立てをして保護命令が発令されなかったら、今度は加害者がそれを錦の御旗として振って、どうだ、保護命令が発令されなかったら。俺は暴力を振るっていないのだということで、もっと大変なことになるということで、申立てをしても、様々なところからいろいろなことを言われて取り下げるといってケースが非常に多いのです。そういったことで、発令も減っているし、申立ての件数も、申立てまでいかないうちに取り下げってしまうというようなことを現場では実感しています。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、次は柑本構成員、お願いいたします。

○柑本構成員 今日貴重な御報告をありがとうございます。大変勉強になりました。

私は2点お伺いしたいことがあります。まず1点目は保護命令のところで、子供も被害者としての対象



にとおっしゃっていましたが、子供も被害者として、例えば保護命令の範囲を広げるであるとか、そういったことが必要と思われたエピソードがあったら、それを具体的に教えていただけるとありがたいです。

もう一点、民間シェルターが地域のワンストップセンターとして相談から一時保護、自立支援、中長期支援とずっと関わっていらっしゃるということはよく分かりました。場所によっては、自治体の配偶者暴力相談支援センターを受託しているところもあるのかもしれないですが、これも地域差が大きいという先ほどのお話でしたので、受けていないような地域であっても、これだけの関わりをなさっていらっしゃるのですから、その自治体の中でもここがメインの支援機関だと認識されているのでしょうか。その点についてお伺いできればと思います。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 まず、保護命令の子供に対するエピソードなのですが、保護命令で子供に対する接近禁止が出るのは、例えば子供が赤ちゃんだと、お母さんと一緒にいるからいいよねと出なかつたりする。または、子供が15歳16歳だと、もう大きいのだからいいよねって出ないということがあるのです。だけれども、子供自身は、15歳、16歳の子もすごく怖いし、学校にお父さんが来たらもうどうしようもないということもあるのですね。そういったことで、子供が大きいから、お母さんが子供の連れ去りに対して対応しなければならぬ年齢ではないよねとされてしまうと、実際に子供の学校に来てしまったり、連れ去りが無いにしても嫌がらせがあつたりということが起こるのです。なので、子供も対象にというのは、子供を守ることイコールお母さんを守ることなのだとということもありますので、ぜひ子供も対象にしてほしい。本当に多いです。15歳、16歳の男の子に接近禁止が出ないということがあるので、それは非常に危ないと思っていて、だから、子供を当事者として出してほしいと思っています。

あと、地域でもって、いろいろなDVセンターなどを受託しているシェルター、していないシェルターとあると思うのですが、受託しているところは、地域の中でそのシェルターがネットワークもあるしということで受託しているのだと思うのですが、受託していないところはどんなことが起こっているかという、自治体によっては、専門性のある民間シェルターに受託するのではなくて、入札をして、コールセンターだとか、ちょっと安いところなどが落札されるということで、入札をする基準にDVの専門的な知識の必要性とかを感じていない自治体が、コールセンターとかに委託するのです。そういう自治体の考え方がすごく影響していると思います。

○柑本構成員 ありがとうございます。

子供も被害者としてというところで、今は子供に対しては接近禁止命令しか出されていないわけですが、接近する以前に何らかの形で子供に連絡を取ろうとする加害者もいると思うのですが、そういうことに対して、シェルターにいる間なので、シェルターの場所が分からないから問題はないのかもしれませんが、連絡を取ってくるというようなことで危険を感じるようなことはないのでしょうか。それが被害者にも影響を及ぼすということがあったら教えていただきたいです。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 あります。うちのシェルターに入って、子供さんが5人いる人だったので、子供さんが多かったのも、小学生の子は児童相談所に一時保護してもらったのです。児童相談所に入るときには子供たちの持っていたスマホを預かっていたのですが、兎相を出るときにスマホを子供たちに返した途端に、お父さんから寂しいとかといっぱい泣き言のLINEが来て、子供たちがお父さんと連絡を取り合ってしまった、居場所を覚えてしまったということがあるのです。そういうことがあって、結局、お父さんは居場所が分かってしまったものだから、近くのスーパーで待ち伏せ

をして、子供たちを公園に呼び出して、子供を家まで連れ去ってしまったという事件があったのです。

だから、子供に対しては、接近禁止命令だけではなくて通信の禁止というのも出してもらいたいと思います。

○柑本構成員 具体的なお話をどうもありがとうございました。大変参考になりました。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、小島構成員、お待たせしました。そして、その次に可児構成員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○小島構成員 大変貴重なお話、ありがとうございました。

私からの質問なのですが、細かい話になるかもしれませんが、最近、保護命令よりも、警察に逮捕されたり、勾留されたりするような事件が増えています。DV法が制定された頃は、傷害で逮捕されたのが年間400件ぐらいだったのが、最近は8,000件ぐらいになりました。今日の御報告で、一時保護のところ、夫が逮捕、勾留されたので危険ではないから一時保護しませんという話があり、驚きました。逮捕、勾留されても、勾留だと10日ぐらいで戻ってきてしまいます。そうすると、逮捕、勾留されてしまい、安心しても、10日で帰ってきてしまうというのは危険だと思います。保護命令など出してもらえると、本人ないし家族の身の安全が確保できるのではないかと思います。出てきてしまう加害者について、どのように対応していらっしゃるのかについて伺いたいと思いました。

それをお答えいただいてから次の質問をさせていただきます。

○全国女性シェルターネットワーク山崎共同代表 今は警察も積極的に被害届を出しなさいという動きなので、刑事事件になるケースが多いです。そうなったときに、10日間の勾留決定が裁判所から出るというのは実はそんなにないのです。DVの場合、けがが大したことないとかで、それこそ48時間とかで警察署から出てきてしまうということなので、その後が一番危ないのです。俺のことを警察にちくりやがってということで、何をするか分からないということがありますので、逮捕、勾留された夫がいる人こそ保護が必要なのです。夫の分からないところで身を隠してということが必要なので、刑事事件介入したケースに関しては必ず保護をする。刑事事件になっているのだから加害者の審尋は要らないだろうということで、ぱっと保護命令を出してもらおうというような制度にぜひしてください。

○小島構成員 緊急時保護命令は必要性があるということですね。ありがとうございます。

精神的暴力ということで、今回保護命令の対象に精神的暴力を入れたらいいのではないかと、ということが問題になっていますが、精神的暴力の事例についてお話を聞かせていただけないでしょうか。

○全国女性シェルターネットワーク山崎共同代表 例えばうちのシェルターに来た事例なのですが、夫が大学の教授で、妻が朝起きて台所に立って御飯を作ろうと思うと、台所に付箋がいっぱい貼ってあって、昨日の御飯はこうだったとか、ここが汚れているとか、付箋男と私たちは呼んでいたのだけれども、そういうような男性。そして、そういったことで相談に来て保護したのです。その後、今度は、そのとき大学生のお姉ちゃんと小学生の弟がいたのだけれども、大学生のお姉ちゃんを使って小学生の男の子を呼び出していきなり会ってしまって、その男の子がショックを受けて、おうちに帰ってお母さんに暴力を振るうとかということがあったり、私たちに対して名誉毀損だということで告訴したり、弁護士に対して懲戒請求をしたり、しつこくしつこくいろいろな法的手段を取ってくるのです。

そういったものは物すごい暴力ですし、そういう加害行為に対してするなという命令を出してもらわな

いと、特に法的な手続は果てしないので、どこかでストップするような命令を出してもらわないと、たとえ離婚が成立したとしても、被害者は永遠に加害行為にさらされることになるのです。特に面会交流絡みだとそれがすさまじいのです。どんどんメンタルを病んでいってしまうし、鬱で仕事にもなかなか復帰できないしという当事者をたくさん見ているので、そういう精神的な暴力、継続的な暴力を防ぐためにも、そういったことをするなという命令をぜひ出してもらいたいと思っています。

○小島構成員 もう一点だけお願いします。

民間シェルターが地域のワンストップセンターとしての機能を果たしてきたということで書いてらっしゃるのですが、私、仙台の男女共同参画財団の理事をしまして、昨日理事会がありまして、割とうまくいっている事例だと思います。アウトリーチということで被害者のところに出ていって、活動しています。自分が被害者かどうか分からない人、もやもやした気持ちでいる人が相談機関につながっています。

つまり、私は精神的暴力を受けていて、弁護士に相談しましょう、公的機関に相談しましょうとはなかなかならないですね。それが、NPOが町に出て、その中でいろいろ話を聞いてくれると、それは精神的暴力ですよ、精神的暴力までいっていないけれども、こういうところに相談に行ったらどうですかとか、いろいろなところに割って振ってくれる。公と民、財団と民間シェルターの人がうまくマッチングしてくれて、つながっていく。そういう意味では、仙台では割とうまくいっているのではないかと思います。民間団体と公的機関のネットワークというのは可能性を広げるものなのだと思います。

民間団体はこのようなことが可能なのです、公的機関とネットワークするとこんないろいろなことができる、ということをやぜひ宣伝していただいて、全国的にこういうことができるように費用を出してくださいということをやっていったらいいのではないかなと思います。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 まさに同感です。

仙台のアウトリーチ活動というのは、震災のときに始まっていますよね。民間の人だとか、多くの人が仮設住宅に行ったり、どんなことがあるのとDV発見したり、そういうふうに出向くというのはすごく大事だし、それは官民一緒にやらないといけないことだと思うし、そういったことができているところというのは多くの方に知っていただきたいし、それを見習ってと言ったらおかしいけれども、それを参考にして、自分の自治体では何ができるのかというのを構築していってもらえたらいいなと思います。

○小島構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、可児構成員、どうぞ。

○可児構成員 御報告ありがとうございました。

私からは保護命令に関するところでの質問があります。

先ほど手嶋構成員からの御質問の際に、山崎さんのほうから、保護命令の申立てに裁判所に行っても、書記官から発令されないかもしれないと言われてしまったケースとか、あるいは最終的に取り下げるなどがある、そんな報告があったかと思うのです。それは、暴力についての証拠が十分でないからそういうようなことを言われてしまったのか、あるいは暴力についての証拠はあったのだけれども、また何か違った理由によって、取下げとか、発令が難しいのではないかみたいなことを言われたのか、その辺りのところを少しお話しいただけないかなと思います。よろしくをお願いします。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 取り下げざるを得なかったのは、身体的暴力の陳述書だけだったとかということで取り下げざるを得なかったというケースが一つあります。

もう一つあるのが、すごい暴力で、写真も出して、青あざで、そういった暴力でもって申立てをしたのだけれども、彼女自身が夫との関係があまりに辛くて、ほかの男性と不貞行為を働いてしまっていたのです。そういう背景があったのだからしょうがないじゃないということで、保護命令が却下されたケースがある。どうして裁判官の価値観でそういうことをするかなと、それは5年ぐらい前のケースなのですが、そういったケースがあるので、ぜひ裁判官の認識を変えていただきたいとか、裁判官の価値観で保護命令を却下したりするのはやめてもらいたいと思う。そういうケースがありました。

○可児構成員 ありがとうございます。

却下されたというのは本当に驚きで、何で却下されることになるのか全然分からないのですけれども。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 弁護士もこれは絶対に保護命令が出ると言って、書記官もそうですよねと受理してくれて、裁判官で却下。だって、暴力を振るわれる理由があったものねというのがその理由だったのです。

○可児構成員 ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。みんな驚いて声も出ないです。

では、手嶋構成員、簡単をお願いします。

○手嶋構成員 1つだけすみません。

精神的暴力について重ねてお伺いしたいと思います。私たちのこのワーキングでは、DV相談の半数以上、57.7%が精神的DVを占めているというデータをいただいております、これは令和2年度のDV相談+事業における相談支援の分析に係る調査研究事業報告書からということなのですが、逆に言いますと、精神的DVのないDVを私は想像できなくて、これは精神的DVとは何かという定義に関わってくるのかと思うのですけれども、こういうデータだけ見ると、ただ6割だけかみたいな感じになるのですが、そもそもDVというのは精神的に非常にダメージを受ける。身体的暴力自体も心に傷を与えるものですよね。この点について、精神的DVが6割というのはどうでしょうか。現場の実感としてどのように受け止められるかお聞かせいただけますでしょうか。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 身体的暴力だけで心は晴れやかだとか、性的暴力だけで全然大丈夫という人は見たことがないです。つまり、精神的暴力は全体の100%になると思います。重複して、身体的DVと性的暴力と社会的暴力には全部精神的DVが入っているので、精神的DVは100%だと私は確信しています。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、山崎様におかれましては、御対応は以上です。ここで御退室いただきます。貴重な御意見をありがとうございました。

○全国女性シェルターネット山崎共同代表 ありがとうございました。皆さん、どうぞよろしくお願いたします。それでは、失礼いたします。

(全国女性シェルターネット山崎共同代表退室)

○小西座長 それでは、また論点と対応案のほうに移りたいと思います。

配偶者暴力防止法見直しに係る主な論点及び対応案について、前回の議論を踏まえた修正について、まず内閣府から御説明をいただきたいと思います。

○難波男女間暴力対策課長 前回いただきました御意見を踏まえて修正した「配偶者暴力防止見直しに係る主な論点及び対応案（たたき台）」の資料について御説明いたします。

まず、9ページ目の論点3、加害者更生のための指導及び支援の在り方について、前回の記載では20年前から変わらないというような御意見をいただきました。

加害者プログラムについては、考え方を整理して、令和2年度から試行実施を始めており、本年度も試行実施を継続しており、地方自治体で活用可能な基本的なガイドラインを作成して、来年度はそれを踏まえて、さらに試行実施を経て、本格実施に向けたガイドライン等を策定することとしております。

令和5年度以降は、全国的な実施に向けて、地方自治体における本格実施に向けたガイドライン等を活用した実施状況を踏まえ、加害者プログラムの受講の在り方、実施体制の在り方について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、取組を前に進めるということを明確にするため、現状の取組、今後の取組について、具体的に記載させていただきました。

次に、10ページになりますが、DV対応と児童虐待対応の連携について、連携して対応するのは効率性の問題ではないという御意見をいただきました。

御指摘の点、まさにそのとおりかと思っておりますので、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力は、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり、児童虐待に当たる。DVと虐待が同時に行われることは多いということから、両者が連携して一体として対応することは、メンタルケアも含めた被害者支援の上でも必要不可欠である。そうしたDV対応と児童虐待対応の連携が必要な理由について丁寧に記載させていただいたところでございます。

次に、11ページの論点4-2、子供について、接近禁止命令の対象として措置されているが、それ以外に被害者として位置づけていくべきかというようなことについては、家族の構成員である子供を被害者として位置づけることは可能ではないかというような御趣旨の御意見をいただきました。

この点、論点の記載ぶり等が分かりにくく、申し訳ございませんでした。対応案の最初のポツの趣旨でございますが、この配偶者暴力防止法が配偶者の観点からの法律であり、本法の建てつけからすると、子供のみに着目して被害者として位置づけることは困難である。そのような趣旨を明確化して、その上で子供に対する電話等禁止命令を設けることについて、さらに検討を進めていきたいと考えているところでございます。

次に13ページ、論点5の逃げないDV対応について、居住の自由や財産権など、加害者の権利の制約に係る憲法上の問題を強調した書きぶりはどうなのかというような御趣旨の御意見をいただきました。

この点、対応案の最初のポツは、本法の制定時、また、一次改正時に示された懸念を記載しているものですので、その旨を明確にいたしました。その上で、被害者が生活の平穏を取り戻すまでには相当な時間がかかることや、被害者が居所を変えることは困難な場合も想定されることから、例外的に6月の退去命令についてさらに検討を進めてはどうかということでございます。

次に、15ページになります。論点6-1の最後のポツの部分、現行法において、いわゆるLGBTQのカップルが生活の本拠を共にする場合についても保護命令の対象となるといっても、実際にそのような運用は

なされていないのではないかというような御意見をいただきました。

この点につきましては、最後の部分ですが、周知徹底し、適切な運用を図っていくことを明確化するとともに、先般の名古屋入管における事案を受けまして、外国人につきましても御意見をいただきましたので、外国人についても明記したというものでございます。

最後に17ページ、論点6-3、民間支援団体との関係について、民間支援団体は地域の不可欠な資源として重要な役割を担っている。そうした位置づけについて敬意を持って記載すべきではないかという御趣旨の御意見をいただきました。

この点、まさに御指摘のとおりでございますので、法第5条第3項に配暴センターと民間団体との連携が明記されているように、民間団体は相談業務、同行支援、自立支援など極めて大きな役割を担っており、暴力の防止、被害者の保護のため、国や自治体と民間団体等が対等な立場で緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要であるということを記載するようにいたしました。

前回からの修正点の説明は以上になります。

○小西座長 ありがとうございます。

ただいまの説明も踏まえ、対応案について御意見をお伺いいたします。いかがでしょうか。

それでは、戒能構成員、可児構成員、小島構成員、後藤構成員、深見構成員、お願いいたします。

○戒能構成員 ありがとうございます。

今御説明にならなかった点も含めて、一遍に全てお話したほうがよろしいでしょうか。それでよろしいですね。

○小西座長 それで結構です。どうぞお願いします。

○戒能構成員 時間もありますから、なるべく短くお話ししたいと思います。

まず1点目は、2ページです。これは既に申し上げたのですが、通報の対象と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大ということで論点が示されておりますが、重ねて申し上げたいのは、DV防止法自体の定義は、身体的暴力を中心に組み立てられておりますので、「準じて」というような位置づけではなくて、「及び」などにするなど見直しをするべきだという意見を持っております。

それから、2点目は、これは赤字にはならなかった点なのですが、4ページの2の通報や保護命令の在り方というところでは、その重大性要件についても見直すべきだと考えています。この対応案の書き方で、冒頭に重大性要件は維持するべきではないかという意見がまず出てくること自体が適切ではないのではないか。このワーキングで議論された中では、少なくともこのような、維持するべきだということが総意だとはとても私は理解しておりません。ですから、そこを前提として議論を進めるのではなくて、むしろ現状はどうか、現状に合致していないのではないかというような実務家からの意見も出たところがありますので、それを反映する書きぶりにすべきだと思っております。

それで、「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」といえる場合というようなことがまたここでも書かれているわけですが、そうではなくて、これはスウェーデンの御報告でもよく理解できました。申立要件も発令要件も、事実があるということと保護命令の必要性があるという2点で必要十分なのだという考え方が示されたと思います。ですから、ここでも心身にさらなる危害を受けるおそれ大きいと、ここに「大きい」が入っているわけですから、それで十分ではないかと考えております。

その次に、加害者プログラムのところなのですが、現在は25条の調査研究の一つとしてしか位置づけら

れておりませんので、まず最低限独立の項目にするというお考えだとはもちろん思っています。しかし、消極的過ぎるといのはまさにそのとおりだと私も考えております。現状においては赤字で示したようなことであろうとは思いますが、しかし、対応案の書き方としては、加害者プログラムの実施体制など具体的なことがいきなり出てきますが、どんな観点から検討するということが大事なのであって、それを明記すべきだと思います。

2016年の内閣府自体が行った調査研究事業の報告書が極めて重要だと考えておりました、それは『法律のひろば』にも書きました。どういうことかということ、被害者支援の一環として包括的な視点から検討を行う。それに加えて、これは御意見として出ているわけですから、例えば保護命令制度の一環としてとか、これが実現するかどうかは別としてそういう検討もするのだということもせめて書いていただきたいと思っています。

その次が11ページです。4のDV対応と児童虐待なのですけれども、子供の問題です。保護命令の改善ということで御提示いただいているのですが、子供も被害を受けているということなのです。そこから出発すべきであって、子供がその被害から回復するための支援が極めて重要なものにもかかわらず、資源も含めて不十分極まりない。そういう視点がなければ、保護命令を受けられるからいいでしょうというだけではないということなのです。ですから、メンタルケアも含めて社会的な関係性も子供の健全な成長発達にとっては大事なわけです。そういう意味で、これに限らず、きちんと子供が被害者であると明記する。被害からの回復がどれだけ重要なのかという視点を盛り込むべきだと思います。

それから、今日御報告いただいた民間支援団体についてですが、17ページのその他になります。これはお話を伺って状況をよく理解することができましたし、具体的な事例もお伺いすることができました。

それで、2つ目のポツの最後のほうなのですが、「民間支援団体の状況は地域によって違うので、民間の役割分担を法的に位置づける段階ではない」との記述は、必要ではないと思います。ですから、それは削除する。地域で差があるということは当たり前のことで、そういう地域偏在をどう解決するかということについてもお考えを今日いただいたわけですよ。それで、基本計画や基本方針に、専門的な支援団体としての経験と知見を持つ不可欠の資源としての民間支援団体ときちんと位置づけた上で、それぞれの地域の実情に応じて役割を明記するというのはあると考えます。

それで大事なのに、抜けているのは財政支援です。これは憲法上の問題もあるので、国の義務とすべきなのかは検討が必要かと思いますが、民間支援団体は財政支援の義務化を強く望まれておりました。これがないと潰れてしまう。年末になると、毎年のように、ここが危ないという話をお聞きすることがあります。ですから、財政支援の話をきちんと入れてほしいということです。

最後に、ちょっと前に戻って恐縮です。その前のページの15ページのその他の交際相手云々の外国人のところですか。外国人をここに付け加えて、運用で改善を図っていくというお話でしたが、実はこれはDV防止法の23条の問題なのです。23条で、国籍、障害の有無を問わずとなっているところに、これは何度も申し上げますけれども、在留資格の有無も含めていただきたい。在留資格がない方も大変多くなっています。多様化しておりますし、この間お話を伺いましたが、日本人の妻という立場では必ずしもないわけです。外国人同士のカップルも非常に増えてきて、そこでウィッシュマさんの事件のようにDVがあるわけです。

ところが、一時保護も受け付けてもらえないという事情もあると伺いました。保護さえされていない。そうすると、23条にせめて在留資格の有無を問わずということで義務づけていく、配慮義務をきちんと明

記していく必要があるのではないかということです。

以上でございます。ありがとうございます。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて可児構成員、どうぞ。

それから、その後お手が挙がった手嶋構成員、柑本構成員の順番で参りますので、ちょっとお待ちください。

○可児構成員 私からは4つの論点について意見を述べさせていただきます。

まずは、4ページ目の2の論点の1、保護命令の発令要件の生命、身体の重大な危害のところです。繰り返し述べていますし、先ほど戒能構成員からも御発言がありましたが、やはり重大性の要件をそのまま維持するという点に関しては、もう一度考え直す必要があるのではないかということは強く述べたいと思います。

今回の法改正の議論、保護命令のところに関する改正の議論が、今も保護命令が十分活用されているのだけれども、精神的暴力であったり性的暴力を対象としていないから対象を広げましょう。そういう議論であれば、ここの要件についてそんなにこだわる必要もないのかなとも思います。ただ、そうではなくて、現状でも保護命令の利用がどんどん減ってきてしまっていて、ピークの6割5分ぐらいまで落ちてきてしまっているということで、現状の保護命令の規定ぶり自体についても相当問題があると思います。そこに対して、さらに精神的暴力であったり性的暴力が加わったときに、やはり生命、身体の重大な危害を受けるおそれ大きいと、この重大な危害を受けるおそれ大きいというこの二重の制限によって発令に相当慎重になられてしまうのではないか。せっかく対象を広げたにもかかわらず、発令されないという結論になるのではないかということをお私はとて強く危惧しています。

前回のスウェーデンであったり、英国の御報告を受けていても、先生方からも日本のこの要件はかなり厳格だという御発言もありましたし、ここに関してはもう一度考え直すべきではないかと思っています。

重大ということはやはり外すべきだと思うけれども、重大性を仮に外せないのだとしても、別のところで書きぶりを変えるなり、「大きい」を外すなり、何らかのことをしないと、結局、対象を広げただけに終わりかねません。そうなってしまうと、今回の法改正に関して先ほど山崎さんからも大きな期待の言葉がありましたけれども、そういった期待も裏切ることになりますので、ぜひここに関してはもう一度検討する必要があるのではないかと思っています。

それから、2つ目が13ページの5の逃げないDV対応のところは、その場にとどまり続けるわけですから、様々な支援が必要なのは当然ですけれども、その大前提としてやはり安全が確保されているということが必要で、そのためには、退去命令がかかっていて、退去させた住居に相手が近寄ってこないという状況が維持されていることが最低限必要だと思います。それが、これは6月という話が出ていますけれども、6か月間退去させたからそれで逃げないDV被害者への支援として十分なのかと言われれば、これは全く十分ではありません。6か月間でまたそこから出なければいけないとなってしまうと、結局、状況としては今とほとんど変わらないのかなということになってしまいます。6か月という期間をもう少し延ばすべきではないかとも思いますし、そうでなかったとしても、現在の再度の保護命令のような全く使えないものではなくて、効果的に延長して行って、そこに居続けることができるような法制度にしていくことも必須であろうと考えております。



3つ目です。これは15ページ、その他の交際相手からの暴力のところですか。先ほど山崎さんからの御報告の中でも、同居しているわけではないのだけれども、お互いに鍵を持っていて自由に入るといった中で、性的な暴力を受けたり、その他の暴力を受けてしまうケースがあるという御報告がありました。そういったケースに関して、同居していないからということで対応できない、生活の本拠を共にしていないからということで対応できないというのはやはり非常にまずいだろうと思います。なので、「生活の本拠を共にする交際」という部分の書きぶりを変えるなり、それに準ずるみたいなものも含めるようにできるなり、何らかの形で、同居していないけれども、それに近いような、あるいは近くなくてもいいのかもしれないのだけれども、そういった交際当事者間に対しても対応できるような法制度にしていく必要があるのではないかと思います。

最後は17ページの民間支援団体に関するところですか。民間支援団体は、私自身もある民間支援団体の監事をしていますし、ほかの団体ともいつも一緒に被害者支援に当たっているのですけれども、先ほど山崎さんのお話にもありましたが、本当に高齢化しているのです。私が弁護士になったときに知り合った人と今も同じ形で関わっている。20年たっていますので、みんな20歳年を取っている。これはまずいだろう。では、新しい人が入ってきているのかというと、全然入ってきていないのです。それは、山崎さんが言われたように、やはり財政的な状態が十分ではないので、ボランティアで手弁当でしか活動してもらえなくて、そんなところに若い新しい人が入ってくるはずもない。そうなってしまうと、本当に貴重なノウハウがここで途切れてしまいます。そういった貴重なノウハウが今後も引き継がれていくように、民間団体がすごく魅力的な職場として機能できるように財政的な支援を図っていくということも必須だろうと思いますので、ぜひその辺りも進めていただきたいと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

橋爪構成員もお手が挙がりましたので、順番に後でお話させていただきます。

それでは、小島構成員、どうぞ。

○小島構成員 ありがとうございます。

結局、現行の保護命令制度というのが十分機能しているのかということから申し上げたいと思います。

保護命令について、身体に対する不法な攻撃に限っているということなのですが、今日、精神的攻撃というのは相手に精神疾患を発症させることが明らかになって、これに対する法的対応が求められるようになってきている。このDV法についてはやはりその部分が十分ではない。前にも申し上げましたけれども、パワハラ防止法などができまして、このパワハラ防止法の定義について様々な身体的暴力以外のものが定義されています。精神的攻撃として脅迫や侮辱、ひどい暴言、叱責、罵倒する、無視するなど、いわゆる精神的暴力が挙げられています。

今般の2019年の児童虐待防止法改正を契機にDV法の改正を検討することになったのは、児童虐待との関係で子供を監護している主として母親について、精神的な攻撃をなされると子を守れないという問題が生じているからだだと思います。家庭内における児童の保護ということを考えたときに、キーパーソンとして子供を監護している母親という存在を考えなければいけない。母親のDV被害について、特に精神的な危害を受けている人をどう保護していくのか、DV法の中にどうつなげていくかというのが論点だと思います。

そこで、翻って保護命令制度を見ると、身体的暴力だけを対象にしているわけで、精神的な攻撃につい

でも範囲を広げて、定義するのは難しいかもしれませんが、ひどい侮辱や叱責、人格を攻撃する暴言というものをパワハラ防止法を参照して、そもそもこのDV法の改正がなぜ問題になってきたのかということの原点に立ち返って、もう一回考えてみるべきではないかと思います。

それから、2点目といたしまして、先ほど山崎さんのお話にもありましたけれども、DV法については保護命令が非常に減少している。これは保護命令制度が人々の今の状況に合わないというか、今の人々の要請については十分応えていないからだと思います。暴行罪、傷害については、現在8,000件近くが逮捕、勾留というか事件化されているわけですが、その後の対応がなされていない。

逮捕されてその後が一番危険だと先ほどおっしゃっていましたが、帰ってくるタイミングについて、やはり緊急時の保護命令という制度をつくって、無審尋でやるというのが難しいのであれば、まず相手の話を聞かないで緊急時の保護命令を出す。それから相手呼び出して、その点についてまた再度話を聞く。ストーカー規制法についても、逮捕された後の緊急の禁止命令については、取りあえず緊急禁止命令を出して、その後再度聞いて、取り消す場合は取り消すという制度があるわけです。そのことによって、禁止命令や緊急時の禁止命令の件数が非常に増えていて、役に立っているということがあるので、保護命令制度の緊急時の禁止命令制度については需要があると思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、後藤構成員、お願いいたします。

○後藤構成員 ありがとうございます。

今までのお三方には私は全て賛成なのです。議論の進め方なのですから、一個一個論点について考えるのではなくて、全体について皆さん述べられるので、それぞれこれについては賛成ですとかいう話になっていかない。取りあえず今までのところは私は賛成だということをもっと申し上げてから話を進めたいと思います。

私はやはり子供のことがとても気になります。10ページ、11ページの4-1と4-2というところがとても気になります。先ほどのお話にもありましたように、児童虐待に関して、警察が発見し、警察から児童相談所に通告されて、面前DVとされるケースというのが今の児童虐待の通告件数の半数を超えています。その中で面前DVだとされているのが7割ぐらいになっているという状況の中で、面前DVがあるということは、DVがあるということが発見されたということですから、その発見のルートということと、あとは配暴センターとの連携のルートをきちんと構築するべきだと思っています。

そういう意味では、先ほどのお話もありましたけれども、今はそういうルートがないということであれば、そういうルートをつくる必要があります。児童虐待防止法の4条で、配偶者暴力相談支援センターと連携する必要性についてはきちんと書かれていて、それは国の努力義務でもあるということにはなっていて、必要な体制の整備に努めなければならない。努力義務なのですけれども、ここの対応案では努めるというところまでは読みきれないと私は思います。なので、もっと児童虐待との連携を強調していく必要があると思います。

4-2のところなのですけれども、それとの関係で法の建てつけがどうしても気になります。法の建てつけということなのですけれども、20年前に配偶者暴力防止法ができたとき、何を考えていたかということ、家庭の中での暴力がある。家庭の中の暴力について何らかの対応をしなければいけないということが立法

の契機となりました。この当時は、ストーカー規制法もそうですし、児童虐待防止法もできました。児童虐待については児童福祉法がずっと伝統的に要保護児童という形で対応してきましたが、女性に対してはない。

そういうような法制度全体から考えてみても、家族という存在を別々の法制度で扱わざるを得ないということであれば、今、改めて20年たって考え直して、どうやって2つの法制度で家庭の中にいる子供と女性を暴力から保護するか考え直す必要があるわけです。それがこの20年間の中で、いろいろ分かってきたわけです。様々な子供の犠牲を経て、そして、女性の犠牲も経て分かってきたので、ここで、やはり本法の建てつけから困難だということは、やはり国が言うべきことではないと私は思っていますので、もちろんこれは接近禁止の対象という話なのですけれども、そもそも接近禁止の対象とする子供もやはり家族の一員として被害者なのだと考える必要があります。配偶者にしたのはたまたまの話だと私は20年前を思い起こして考えています。まず配偶者としなければいけなかったという歴史があるので、そこから家族内の暴力というものに焦点が当たるということになれば、そこら辺はもう少し書きぶりを変える必要があると思います。

もう一つは、加害者の話になります。5ページの加害者更生の話です。先ほど戒能構成員もおっしゃっていましたが、できないのだったらできない。20年間できないを続けていた。私も20年前、加害者更生のプログラムの委員もしていて、そこで一定の結論を出してしまったということを今でも後悔していますけれども、当時制度にするのにはかなり壁が厚かった。今も壁が厚いのは重々承知しています。ただ、この2ポツに対する対応策がないわけです。やはりここに、いろいろ検討するけれども、こういう点とこういう点があって、例えば今、刑法の刑罰の9条においてなかなか新たな刑を科せないであるとか、あとは保護命令というものについて、DVのプログラムを行うということについて、こういう問題点があるので、それを越えなければ制度化できないということが確認されたというぐらいのことは書く必要があるのではないかと思います。

また、先ほどのことと関係するのですけれども、保護命令発令中の面会交流については、保護命令が発令されていて、今何もプログラムがない中で面会交流を認めるというのは、私はありえないと思っています。それは児童虐待との関連もありますし、この加害者プログラムとの関係も含めて、どこかに書き込むということが必要だと思います。

最後に、ウィシュマさんの関係で外国人と入れていただきましたが、先ほど戒能構成員からありましたけれども、外国人というと、ちゃんと在留資格があると考えられることから、先ほど23条のお話がありましたけれども、「在留資格」という文言を入れるということのをせめて行っていただきたいと思います。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて、深見構成員、お願いいたします。

○深見構成員 私からは暫定的命令制度の関係でお話をしたいと思っております。

憲法76条1項による司法権というのは、一般的には具体的な争訟事件について法を適用して宣言することによって、これを解決する国家裁量とされておりまして、一方当事者から申立てをただけでは争訟事件としての成熟性が満たされているかどうかは疑問があるかと思えます。

我が国における争訟事件については手続保障がなされています。裁判所は当事者の意見を聞くことで、

その判断の正当性を確保いたしております。暫定的な命令を一方の申立てで発することは、憲法31条から導かれる適正手続に反することとなります。

DV防止法が制定される前に用いられておりました、面談強要禁止の仮処分に属する仮の地位を定める仮処分でも、DV防止法14条1項同様に審尋を要することが民事保全法23条4項で定められています。

したがって、暫定的な制度を設けるのであれば、ストーカー規制法のように、警察がこれを発し、裁判所がそれを審査するほうが、憲法はもとより現行法制度にも合致するものと思っております。このことはイングランド、ウェールズの法制度も同様だったと思います。

また、暫定的な命令制度を設ける場合、その告知方法もよく検討することが必要かと思っております。現在の保護命令は、相手方が裁判所に審尋で出頭した際に、面前で告知することを原則としています。それは、刑罰を伴う保護命令の効力がいつ発生するかを明らかにするためです。効力発生時期が明確でないと、刑事罰に関する刑事手続に支障を来すようなことがあるかと思っております。

いずれにしろ、以上のような制度を考えるのであれば、法制上の問題点の有無及び運用上の問題点について、関係諸機関からよく意見を聴取するべきだと思います。

このついでですが、この枠の中で「疎明資料等の手続き」とありますけれども、DV防止法は自由な証明であって疎明ではありません。資料の追加を求めるDV防止法の14条3項の規定は、民事訴訟法188条の定める疎明の即時性とはそごしますから、現行法は疎明とは考えておりません。この点は提案として書かれているところですので、対応案ではありませんが、念のため申し上げます。

次に、逃げないDV対応についてなのですが、逃げないDV対応の場合、相手方は申立人の所在を知っている上に、保護命令の発令で対立関係にあることもあると考えられますから、反発も想定されるところです。退去命令の期間を延ばすだけでは不十分だと思います。誰がその間の身の安全を図るのか、よく検討されなければならないと思います。離婚訴訟で別居中の女性の場合、現在居住している場所を明らかにしたくないと求められることが少なくありません。そうした場合、従来の住所を現実の避難場所とは異なって表記いたしております。そういうこともお考えいただきたいと思います。女性が家屋の所有権を持っているような場合の救済については、その実体権に基づく仮処分等によって、仮処分とその他の方策によって講じられるべきだと考えています。

そもそもDV防止法は、シェルターなどに避難し、必要に応じて退去命令で荷物を搬出して、離婚訴訟などで紛争の解決を図る暫定的な処置だったかと思っております。もともと違う発想でつくられた制度の転用は、身の安全を図る制度を考えないで導入するととても危険ではないかと考えておりますので、そのことを申し上げたいと思っております。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて手嶋構成員、お願いいたします。

○手嶋構成員 ありがとうございます。

これまでの御意見と重なることはなるべく避けて申し上げたいと思います。

まず2ページ目、1の通報の対象となる暴力の形態等の論点についてですけれども、対応案の書き方について、先ほど私が質問させていただいて、シェルターネットの方がお答えくださいましたように、DVの場合、精神的なDVは100%であると。それは本当にそのとおりだと私も思いますし、データはデータです

ので、もちろんこの報告書のデータ自体を間違っているとか否定しているわけではございません。

これはこれで結構なのですけれども、最初に書き方としてこのように持ってきますと、DVの理解というものを、これを読まれた方に間違った印象、誤解を与えかねないような気がいたします。このワーキングの構成員である私たちの専門性ということから考えまして、こういう書き方が報告書の中でなされると私たちの専門性が疑われるのではないかという懸念があります。ここの精神的DVがあたかもDVの中で一部の類型であるというような書き方は改めていただきたいと思います。DVとは何かという定義のことに関わってくるので、書き方が難しいかもしれませんが、ここはぜひ工夫をしていただきたいです。このデータは出していただいて結構なのですが、もう少し書き方を考えていただかないと、DVに対する間違った考え方を広めることになりかねないし、私たち構成員がDVをどう理解しているのかということをお示しするに当たって、この書き方は、非常に問題があるという言い過ぎかもしれませんが、書き方を考えていただきたいと思っております。

それから、4ページの2、先ほども御意見がありました「重大な」という言葉であるとか、この規定ぶりのことにつきましても、いろいろな御意見がこのワーキングの中でもあることは御承知のとおりなので、いろいろな意見があることは書く必要があるかもしれませんが、最初にやはり「維持すべきではないか」と持つてくることについては、私もこう書くともうこれが全員の総意のように誤解されかねない気がして、それはやはり避けていただきたいなと思います。

それから、5ページの2の通報や保護命令の在り方のところですが、ここは前にも少し申し上げたことではありますが、先日のイギリスの御報告がやはり大変参考になるのではないかなと考えております。

まず、保護命令というものは被害者の安全確保が目的なわけですから、それに資するための緊急性というものを保障できるようなものをつくっておくべきで、警察に出してもらって後で裁判所が判断というのが私もいいのではないかなと思っております。

ただ、今回の論点からまたはみ出すことになるかもしれませんが、判断するのは地裁ではなくて家裁のほうがいいのではないかということも考えております。児童虐待は、まず保護をして、その後で詳しい調査、評価をなさんと前も伺いましたけれども、DVの場合はそのような専門官の調査、判断というものがプロセスの中に入っておりません。そこが一つ、やはりDVの制度の弱点ではないかなと考えております。したがって、家裁の調査官の方も本当にお忙しいと思いますので、リソースの問題があるかとは思いますが、一つの制度設計としては、どこかで専門家が判断する。被害者が本当に大変な時期、言語化も難しい、記憶をたどるのも難しいような精神状態の中で保護命令の申請をなさるといふ労苦を考えますと、全てを被害者に立証させるのではなくて、専門家が調査してどこかで判断するという仕組みが将来的には考えられるべきであろうと思います。

ですので、警察がまず緊急的なものを出して、後で家裁で調査官の調査が入って判断する。まだ具体的に詰めているわけではございませんけれども、そういうアイデアもあるということをごらんいただければまた皆さんにも御検討いただけたらと思います。

それから、やはりデートDVのことがどうしても気になります。先ほどもお話が出ていましたけれども、デートDVの場合も深刻性が変わるわけではない。配偶者暴力の特殊性ということがたたき台の論点の中にも何度か出てきますが、配偶者暴力という捉え方自体が大変狭い捉え方で、この法律ができた当初はまず

ここから出発するという必要性があったかと思えますけれども、やはり実態ということから考えますと、デートDVの深刻性というものは軽く考えるべきではなく、国としてそこに介入していかなければならない被害状況があると思えます。

ですので、デートDVのほうも規定ぶりを何とか変えていただいて、やはり入れていただきたい。打合せのときはしようがないかなと思ったりもしたのですけれども、やはり今日のお話を伺ってそのように思いました。

また、民間団体の問題ですけれども、私は神戸ですので、兵庫県の話をお伺いしていると、兵庫県自体すごく大きな県ですが、その中で何とか3つは民間団体があったところ、今や1つになったそうです。この1つがなくなってしまうたら本当に立ち行かない。これはどこでもそうだと思いますけれども、民間団体の方が物すごく自腹を切って東奔西走して、被害者の命を救うために日夜頑張ってくださいている。それを底上げできるように、国が当然財政的な援助をしていく。財政的な部分だけでなく、もっといろいろなサポートの仕方があるかと思えますけれども、せめて財政的な支援を義務づけるということは必須ではないかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございました。

○小西座長 ありがとうございます。

続いて柑本構成員、お願いいたします。

○柑本構成員 私もなるべく前に発言なさった構成員の方たちと意見がかぶらないようにしたいと思えます。DVの加害者プログラムのところについては、この前に比べて随分踏み込んで計画を書きいただきましたけれども、ただ、ヒアリングを何回かに分けて行いましたが、その中で加害者のことについて発言された方は、皆さん強制力のあるプログラムをとおっしゃっていたかと思えます。そのことがこの対応案の中で一言も書かれていないというのは問題なのではないかなと思えますし、構成員の側としても、後藤構成員、戒能構成員もおっしゃっていましたけれども、保護命令につけるとか、あるいは刑事処分の中でやるとか、とにかく強制力を持つてということを繰り返しておっしゃっておられたかと思えます。そのことをやはりこの中に何らかの形で記載しておいていただきたいと思えます。それがまず一点です。

それから、それに加えてなのですけれども、国がバックアップしてこういったガイドラインをつくるということは分かりますし、確かに全国どこでもプログラムが受けられるようにという状態にするには十分な時間が必要ですし、何らかの基準が必要だということはとてもよく分かります。ただ、やはり今、ゼロではない状態なわけですし、そこに十分な予算を組み込んだり、あるいは準備期間を設ければ、もうちょっと違うようなこともできるのではないかなと思えます。

医療観察制度ができたときに、成立から法が施行されるまで2年あったのですけれども、その2年の中で指定入院医療機関の創設をはじめとして、全国で標準化された治療プログラムを構築するためにいろいろな研修をやったり、準備をやったりというようなことを行ってきました。そういうようなことが既に行われているわけですので、ぜひ準備に向けて予算を投入するといったことも含めてこの中に書き込んでいただければなと思えます。この対応案を見ているだけだと、またガイドラインをつくって終わりになってしまうのかなというような危惧が正直なところ生じているので、ぜひその点をお願いしたいと思えます。

それから、2点目は、4-1のDV対応と児童虐待対応の連携についてですけれども、情報共有の在り方について新たな規定を設けるべきか、どのような規定が必要となるかというところについて、対応案の中

には全く書かれてはいませんが、2回前のワーキングの中でも申し上げましたように、一つには地域の協議会をつくるということが考えられる。もう一つには、児童虐待防止法13条の4にありますように、資料または情報の提供といったような形で情報提供を求めることができるし、求められた場合に、求められた側はそれに応ずるよう努めなければならないという努力義務が規定されている。そういったことを実際にこのDV法の中に設けることが必要ではないかと思えます。

要対協のことを繰り返し申し上げていますが、要対協の中に配偶者暴力相談支援センターも組み込まれるようになっているところもありますので、できればそれをデフォルトの形にさせていただくというようなことにすれば、DV法の中に、児童虐待とDVが重なるようなものについては、新たに協議会ということを書き込まなくてもいいのかなと思えます。

ただ、DVの被害者の方たちは必ずしも子供がいる方ばかりではありませんので、やはりその点はDV法独自に何らかの協議会を設置するような方向に持っていく必要があるのではないかなと思っています。それを例えば要対協のような形にするのか、あるいは要対協類似のものとして、内閣府が所管されているものとして、子ども・若者育成支援推進法の中にも協議会の定めがありまして、要対協に非常に似た形となっています。そういったことも参考にしながら、配偶者暴力防止法の中にも、相談し、協議し、そして、情報共有を図れる規定を設けていただければと思います。それが2点目です。

それから、3点目ですが、4-2のところ、対応案の中に子に対する電話等禁止命令というものも設けたらいいのではないかということを書いていますけれども、これはまさに先ほどのヒアリングの中で山崎さんがおっしゃっていた、ああいった場合があるのだということとをぜひここに具体的に書いていただいた上で、現行の被害者の接近禁止命令の効果が滅殺されることを防止するためという枠組の中でも、十分この命令は加えることができるのだということとで設けていただきたいと思えます。

今、子に対する接近禁止命令というのは、被害者である保護者と子供が同居しているときに出されるわけですが、これはもし別居しているというか、子供が施設入所等の措置が講じられていたり、一時保護されているというようなときには、児童虐待防止法の枠組の中で面会通信の制限であるとか、さらにはそれを越えて接近禁止命令というものを出示してもらうことができるわけです。でも、このDV法の枠組の中で、親と子が同居しているときには、これしか子供を守る規定がないのです。ですので、ぜひ電話等の禁止命令というものはつくる方向で考えていただきたいと思えます。

4点目、最後は、デートDVについてなのですが、法制度に組み入れるべきかという点について、私も自分が大学の教員で、学生がおりますので、学生にもいろいろ聞いてみたのですが、とにかく相談できる場が欲しいと言っていました。でも、その前段階として、そもそもデートDVという言葉は知っているけれども、いったい何がデートDVに当たるのかということを知らない人が多いです。そういったことを、今でこそ高校や中学などの授業の中でちょこちょこっと触られることはありますけれども、それはつい最近のことであって、そんなに継続的な教育が行われているわけではないですし、身体的暴力を振られることがデートDVだということはよく分かるけれども、例えばそうではない精神的なものまでもDVに含まれるというようなことについては、全く意識が及ばないというようなことを述べている学生たちが非常に多いのです。ですので、そういったことに対する教育も含めて併せて行う必要があるのだということも、もし可能であればこの中に記載していただければと思います。

長くなりまして申し訳ありません。以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、橋爪構成員、お待たせしました。どうぞ。

○橋爪構成員 では、簡単に申し上げますが、まずはたたき台の4ページから意見を申し述べます。重大性要件につきましては、これを存置する必要があると考えております。理由は2点ございます。

一点は、刑法研究者の観点から申し上げますが、保護命令は、命令違反があった場合には刑罰を科すかたちで担保されております。したがって、保護命令に違反する行為には、法益侵害の危険性がなければ、これについて刑罰を科すことは正当化できません。しかも、命令違反の処罰については、法定刑を2年に引き上げる方向で議論されておりますので、なおさら、命令違反行為には被害者の生命、身体の安全に対する具体的な危険がなければ、この法定刑を正当化することは困難であると思われまます。このような危険性を根拠付けるという趣旨からは、命令違反行為を限定する要件として危険性の重大性が必要になるように考えております。

もう一点、別の理由を申し上げます。2ページを御覧ください。2ページに整理がございますように、対象行為については精神的な暴力や性的暴力を含む方向での検討がされておりますが、実は2ページ末尾を御覧いただきますと、現行法におきましても、精神疾患を惹起し得るような言動については、身体的暴力によってカバーされているわけです。また、刑法の性犯罪を構成するような性的な暴力は身体に対する不法な侵襲ですから、これも現行法でも身体的暴力に含まれているはずで。

ということは、精神的暴力等を対象行為に含めるということは、3ページに例がございますけれども、例えば相手を見下すとか、人格を否定するような暴言を吐くなど、精神疾患を惹起するに至らない言動などが含まれる可能性があるわけです。もちろんこれらも継続的に行われれば重大なダメージをもたらすものであって、これを対象行為にすることは十分な理由があると考えますが、ただ、一般の夫婦間でもこのような言動がまったく行われたいわけではありません。通常の夫婦関係でも、常に順風満帆というわけではありませんので、例えば育児や介護をめぐって意見の対立がある場合などに、つい口をきつくなって厳しい言葉を投げかけたりすることが全くないわけではないでしょう。このように一般の家庭でも生じ得るようなものをDVとした上で保護命令を課することが正当化できないことは明らかですので、やはりこれらの言動の継続によって、被害者の心身に対する具体的な危険が切迫することを要件とする必要があり、このような観点からも重大性要件を存置する必要があると考えております。

次に9ページになります。先ほどから議論がございました加害者プログラムです。もちろん、対象者を処罰する際には、自由刑の処遇内容あるいは保護観察の遵守事項の内容などとして、積極的にこれを活用し、対象者に義務づける運用をお願いしたいと考えております。

ただ、現行法の保護命令の内容としてこれを義務づけることは、やはり保護命令の趣旨にかんがみると難しいと考えております。と申しますのは、保護命令は刑罰ではなく、加害者に対する制裁ではないからです。あくまでも被害者に切迫した危険が認められるために、その危険性を回避するための必要最小限の措置として相手方に負担を課することが正当化されているわけです。このように、あくまでも危険回避のための措置という観点から考えた場合には、プログラム受講を義務づけることを保護命令として課することができるかについては若干の疑問を感じております。

3点目です。11ページ以降でしょうか。児童や交際相手を対象に含めるかという問題でございます。私もこの研究会に参加させていただき、いろいろ勉強させていただくたびに、親密圏における暴力について



は、これが深刻かつ重大な問題であることを非常に強く認識しており、将来的にはより実効的な規制・対処が必要であると考えております。

ただ、現行法には、既に児童虐待防止法やストーカー規制法などの法令が存在しています。これらの法令はその規制手法や保護範囲も異なりますし、そもそも所管官庁も違いますよね。このように、個別の法体系ごとに対応が講じられている以上、統一的な視点や整合的な対応が要求されるように思われます。

また、こういった発言はどうかと思うのですが、このワーキング・グループはあくまでも配偶者暴力防止法の改正について議論することが目的とされているわけですので、同法の目的や趣旨を超えて、親密圏の暴力に関するすべての問題について解決することはやはり困難であるように思われます。ただ、この問題の重要性にかんがみれば、将来的には親密圏における暴力を防止するための対策について、関係省庁が連携の上、統一的な方針、施策についてぜひ検討をお願いしたいと考えております。

最後に1点感想を申し上げます。私がこの検討会で一番もやっとしておりますのは、DVを構成するような行為、すなわち暴行、傷害、監禁、強要などは全部犯罪を構成するわけです。そして、それが心身に対する重大な被害をもたらす以上、本来は刑罰権を積極的に発動させて、加害者を適切に処罰することが最も重要かつ効果的な方法であるはずで、それが十分に実現されていないということには、やはり問題があるように思います。捜査機関の関係の皆様におかれては、今後、親密圏における犯罪行為が重大な被害をもたらすことを十分に意識した上で、これを検挙して刑罰を科すことについても、ぜひとも積極的に御検討をお願いしたいと考えています。

以上です。

○小西座長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間にもなっておりますので、御意見はここまでとしたいと思います。

精神的な暴力について、私もちょっとだけ意見を言わせていただきたいと思いますが、皆様方の何人かの方がおっしゃったように、心理的暴力というのは全体にある上に、本質的なのだと思うのです。例えば身体的な暴力で人は逃げられなくなる。それは足が折れたとかということですよ。でも、そういうことで、DVの被害者は逃げられなくなるわけではありません。やはり暴力の恐怖と、次にまた起こるのではないかという認識の2つが逃げることをとどめるわけです。そういう意味では、単に一回殴られて身体的な問題があるということと同じような議論をしてしまっただけではいけないはずで、例えば認識の問題、それから、心理の問題というところが、むしろ繰り返すということを紹介することによって本質的なのだということは忘れてはいけないと思います。

今、橋爪先生がおっしゃったように、刑法の仕組みから考えていくと、2ページの下に書いてあるような精神的障害というものを介していろいろな強制力を行使するということは分からないわけでは全然ないのですが、一方で、DVの本質ということを考えてときに、法律の建てつけだけから考えて、それぞれがまるで別個の事のような、あるいは準じることであるかのような書きぶりというのは本当はいけないのだと思うのです。第1条が書きかえられるかどうか分かりませんが、本質的に言えば、身体的暴力、それに準ずる性的、心理的暴力ではなく、そういうものは全て同じ大きさで、それこそ親密圏の中における暴力として捉えられていかななくてはならないわけで。やはりそういう書きぶりのところも全部現行法あるいはもっと下に横たわっている刑法の問題というところで扱ってしまうと、進歩がないのではないかと。結局、本質を取り逃がすのではないかと気が私はしています。法律の専門ではないので分から

ないところもあるのですけれども、そこはそういうふうに思っております。

ちょっとだけ時間があつたので言わせていただきました。

それでは、局長から御意見をいただきたいと思ひます。

○林局長 男女共同参画局長の林でございます。

今日も熱心な御議論を本当にありがとうございました。

2つございます。

一つは、私ども、今日もシェルターネットの山崎さんから話がありましたけれども、民間シェルターの役割は大変重要だと考えておりました、事実関係を申し上げますと、実はDV被害者等の支援交付金ということで民間シェルターに対する交付金を出しております。今の状況を申し上げますと、全国57の民間シェルターの団体に交付金を出させていただいております。自治体数で言うと、16都道府県、7指定都市、6市にある57団体です。

今日、皆さまからお話もありましたように、本当は全国にこういった民間シェルターがあつて、そこがしっかりサポートをしてくださるといふ体制になると一番いいと私も思ひます。今のところ、残念ながら、実態としては地域的な偏在もあつて、全ての都道府県には至っていないのですが、現在、私ども、ファクトとしては57の団体に交付金という形で財政の支援をさせていただいております。これは国としての支援でございます。別途、地方自治体によっては独自の支援をされているところもござひます。

今日いただいたお話を伺つても、やはり民間シェルターの果たしている役割は大変重要だと思ひますので、そこはこの交付金をさらに増やしてしっかり支援をしていくといふ体制にしていきたいと思ひます。来年度の予算要求に向けても、これは重要課題といふことで要求をして増額をしようとしておるところでございます。

それが一つ、事実関係の御紹介でございます。

もう一つは、今日、お話を伺つていまして、今回、DV法の改正といふのが一番大きな課題なのですが、他方で、DV対策が十分でない部分がたくさんあるといふことで、DV対策全般として強化しなくてはいけないといふことを、私、改めて強く感じました。

ですので、次回、再来週にはまたこのワーキングで御議論いただこうと思ひていますが、再来週に御議論いただくのは、ワーキングの全体の御報告の案で、その中にももちろんこの法律の論点も出てくるといふふうにしたほうがいいのではないかと思ひています。今、私どもが事務的にお示ししているたたき台は、基本、法律での取扱いをどうしましょうかといふ御相談をしているつもりなのですが、やはり先生方のお話を伺つていると、法律以前の問題でこういうものがあるでしょうみたいなことや、あるいは財政的な支援とかをもっとやらなければ駄目ではないとか、いろいろなお話をいただいております。こういった論点を包含したワーキングとしての報告があり、その中にパーツとして法律に関してここを改正しなさいといふ形に持つていくのがよろしいかなと思ひています。今日お話を伺つてそういうふうに思ひましたので、そういう準備をいたしますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○小西座長 ありがとうございます。

ただいまお話しいただきましたように、次回は報告書素案について意見交換を実施したいと思ひます。

それでは、今後の予定について事務局から連絡をお願ひいたします。

○難波男女間暴力対策課長 次回でございますが、2週間後の11月26日金曜日を予定しております。詳細については、改めて事務的に御連絡をさせていただきます。

○小西座長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第7回「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」を終了いたします。ありがとうございました。

(以 上)